

変 更 案

変 更 前 (現 在)

地域指定年度	平成19年度
計画策定年度	平成19年度
計画見直し年度	平成26年度
	令和元年度

地域指定年度	平成19年度
計画策定年度	平成19年度
計画見直年度	平成26年度

沼津市農業振興地域整備計画書(案)

沼津市農業振興地域整備計画書

令和6年12月

令和元年5月

静岡県沼津市

静岡県沼津市

第1 農用地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 ア 土地利用の構想 地域の位置・自然的条件 <u>沼津市(以下、本市)</u>は静岡県¹の東部に位置し、東は狩野川、黄瀬川を隔て、三島市・長泉町・清水町・函南町に、西から北にかけて富士市、南は伊豆の国市・伊豆市に隣接している。総面積は186.82km²で静岡県土の約2%を占め、延長約63kmに及ぶ複雑な海岸線を有している。</p> <p>地形は、<u>富士を仰ぐ愛鷹山南麓</u>の丘陵地と、南部海岸地域に大きく分けることができる。愛鷹山から駿河湾に接する間の平坦地は古くは浮島沼と呼ばれた軟弱地盤の湿田地帯であり、集落は丘陵地との間に形成されている。南部海岸地域は達磨山北面に傾斜度15°から20°の丘陵地形が広がっている。</p> <p>気象状況(令和5年)は、平均気温17.6℃、最高気温36.2℃、最低気温-5.4℃、年間降水量は2,000mm程度であり、日照にも恵まれ年間を通して温暖な気候である。</p> <p>産業動向 本市は、中央部をJR東海道本線、その北側を国道1号、東名高速道路及び新東名高速道路が東西に走り、中央部からJR御殿場線と国道246号が北東方面へ走っている。また、南部に向かって、国道414号が伊豆方面へ延びており、<u>広域的な幹線道路の結節点に位置している</u>。こうした広域交通網の整備とあいまって都市化が進展し、第1次産業から第3次産業への移行が進んでいった。</p> <p>東名沼津IC周辺地域では、東名高速道路、新東名高速道路のほか、伊豆縦貫自動車道の一部を構成する東駿河湾環状道路など、<u>広域的な幹線道路の整備が進んでいる</u>。また、鉄道高架事業をはじめとする沼津駅周辺総合整備事業や鉄道施設と交差する道路整備が進みつつあり、<u>人流・物流の効率化が期待できる</u>。</p> <p>今後は、結節点に位置する恵まれた交通条件と、県立静岡がんセンター・<u>ファルマバレーセンター</u>を中核とした産学官金連携による医療・健康関連産業の振興等を目的とした「<u>ファルマバレープロジェクト</u>」や農業の先端技術開発を目指す「<u>AOIプロジェクト</u>」に基づき、医療・健康・農業・食品分野等の研究開発・関連産業の集積を促進する。</p> <p>人口等の動向 本市の総人口は189,386人(令和2年国勢調査)、農家人口は2,995人(2020農林業センサス)で、総人口に占める農家人口の割合は1.6%で減少傾向が続いている。</p> <p>今後も農業従事者の高齢化と担い手不足などにより、<u>農家人口は減少が続くと予測され、令和16年の農家人口は2,600人、販売農家戸数は760戸となる見通しである</u>。</p>	<p>1 土地利用区分の方向 (1) 土地利用の方向 ア 土地利用の構想 地域の位置・自然的条件 本市は静岡県¹の東部に位置し、<u>駿河湾に面した温暖な気候に恵まれ、東京から100km圏という立地条件と東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路等の交通網にも恵まれ、静岡県東部の中核都市として発展してきた</u>。平成17年4月1日には旧沼津市と旧戸田村が合併して、「<u>沼津市(以下、本市)</u>」が誕生し、東は狩野川、黄瀬川を隔て、三島市、<u>駿東郡清水町、長泉町、伊豆の国市</u>、西から北にかけて富士市、南は伊豆市に隣接している。総面積は186.96km²で静岡県土の約2%を占め、<u>総延長63.021kmに及ぶ複雑な海岸線を有している</u>。</p> <p>本市の地形は、<u>愛鷹山南斜面</u>の丘陵地と、南部海岸地域に大きく分けることができる。愛鷹山から駿河湾に接する間の平坦地は古くは浮島沼と呼ばれた軟弱地盤の湿田地帯であり、集落は丘陵地との間に形成されている。南部海岸地域は達磨山北面に傾斜度15°から20°の丘陵地形が広がっている。気象状況は<u>平成28年の平均気温17.1℃、最高気温は8月の34.6℃、最低気温は1月の-3.3℃、年間降水量は1,800mm程度であり、日照にも恵まれた、おおむね温暖な気候である</u>。</p> <p>産業動向 本市は広域交通網に恵まれ、中央部をJR東海道本線、その北側を国道1号、東名高速道路及び新東名高速道路が東西に走り、中央部からJR御殿場線と国道246号が北東方面へ走っている。また、南部に向かって、国道414号が伊豆方面へ延びている。こうした広域交通網の整備とあいまって都市化が進展し、第1次産業から第3次産業への移行が<u>増々進んだ</u>。</p> <p>東名沼津IC周辺地域では、東名高速道路、新東名高速道路のほか、伊豆縦貫自動車道(東駿河湾環状道路：沼津岡宮IC～函南塚本IC間が開通、沼津岡宮IC～愛鷹IC間は平成27年4月に事業化)など広域的な幹線道路の整備・充実が期待できる。</p> <p>今後は、結節点に位置することによる恵まれた交通条件と、県立静岡がんセンターを中心に医療・健康関連産業の振興等を目的とした「<u>富士山麓先端健康産業集積構想(ファルマバレープロジェクト)</u>」や農業の先端技術開発を目指す「<u>AOIプロジェクト</u>」に基づき、医療、健康、農業、食品分野等の研究開発・関連産業の集積を促進していく。</p> <p>人口等の動向 本市の総人口は195,633人(平成27年国勢調査)、農家人口は3,923人(2015農林業センサス)で、総人口に占める農家人口の割合は2.0%で減少傾向にある。</p> <p>今後も農業従事者の高齢化と担い手不足などがあいまって農家人口は減少すると予測され、<u>令和2年の農家人口は2,933人、販売農家戸数は995戸、令和7年の農家人口は1,931人、販売農家戸数は958戸となる見通しである</u>。</p>

変 更 案

変 更 前 (現 在)

農業の現況と基本的な今後の方向性

本市の主要農作物は温州みかん・茶・水稲・野菜・花きとなっており、県東部地区をはじめ京浜地区に新鮮な農作物等を供給している。

西部及び狩野川流域に広がる水田地域の大部分では、区画整理や用排水路及び農道の整備が実施されている。今後は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、基盤整備事業を推進し、農地の高度利用と効率的な活用を行い優良農地の保全を図る。

北部の丘陵地域では地形と気象条件を活かした茶畑により集団的農地が形成され、野菜・キンカン・花きの複合栽培が行われている。今後も、茶に関しては省力化技術等のスマート農業に代表される農業DXにより、効率的な茶業を行う産地を目指す。また、地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図り、生産面積を維持する。野菜に関しては、ほうれんそうやきゅうりの生産を中心とした都市近郊型農業の維持発展を目指す。

南部の丘陵地域では温州みかんが栽培されている。急斜面地での栽培が多いため、作業効率の悪い園地では廃園化がみられる。今後、生産者の高齢化が進む産地では、ドローンによる農薬散布などスマート農業を導入するとともに、引き続き担い手の育成や地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地の集積・集約化を図る。また、中山間地域等直接支払制度の活用により地域の農業生産活動を継続する。

なお、第1次産業の減衰や農家人口の減少及び農業従事者の高齢化や担い手不足などから、17ha程度が農用地から住宅や道路用地等に転用されると想定されるが、住民生活や産業活動の場として必要となる非農業的土地利用については、関連する法律（国土利用計画法、都市計画法、自然公園法）との整合を図り、自然環境や優良農地の保全に配慮しながら計画的に進める。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、（％）

	区分	農用地	農業用施設	森林原野	その他	計
現 在 (令和6年)	実数 比率	2,714 (23.8)	10 (0.1)	7,665 (67.2)	1,024 (9.0)	11,412 (100)
目 標 (令和16年)	実数 比率	2,697 (23.6)	10 (0.1)	7,665 (67.2)	1,041 (9.1)	11,412 (100)
増 減	実数	△ 17			17	

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,714haのうち、次に掲げるa～cに該当する農用地約1,528haについて、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha以上の集団的な農用地

農業の現況と基本的な今後の方向性

本市の主要農作物は温州みかん、茶、水稲、野菜、花きとなっており、県東部地区をはじめ京浜地区に新鮮な農作物等を供給している。

本市西部及び狩野川流域に広がる水田地域の大部分では区画整理や用排水路及び農道の整備が実施されている。今後も人・農地プランや農地中間管理事業等による担い手への農地の集積・集約化を図るとともに基盤整備事業を推進し、農地の高度利用と効率的な活用を行い優良農地の保全を図っていく。

本市北部の丘陵地域では地形と気象条件を活かした茶畑が集団的農地を形成し、野菜やキンカン、花きの複合栽培が行われている。今後も、茶に関しては乗用型管理機の導入など機械化や共同利用を進めることによる生産性のさらなる向上や、ICTの活用による生産の効率化により、低コストで効率的な茶業を行う産地として人・農地プランや農地中間管理事業等による担い手への農地の集積・集約化を図り、生産面積を維持していく。また、野菜に関しては、ほうれんそうやきゅうりの生産を中心とした都市近郊型農業の維持発展を目指していく。

本市南部の丘陵地域では温州みかんが栽培されている。急傾斜の斜面での栽培が多いため、作業性の悪い園地では廃園化がみられる。今後も引き続き、担い手の育成や人・農地プランや農地中間管理事業等による担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、中山間地域等直接支払制度の活用により地域の農業生産活動の継続を図っていく。

なお、1次産業の減衰や農家人口の減少及び農業従事者の高齢化や担い手不足などから、10ha程度が農用地から住宅や道路用地等に転用されると想定されるが、住民生活や産業活動の場として必要となる非農業的土地利用については、関連する法律（国土利用計画法、都市計画法、自然公園法）との整合を図り、自然環境や優良農地の保全に配慮しながら計画的に進めていく。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、（％）

	区分	農用地	農業用施設	森林原野	その他	計
現 在 (平成30年)	実数 比率	2,718 (23.8)	10 (0.1)	7,666 (67.2)	1,020 (8.9)	11,412 (100)
目 標 (令和10年)	実数 比率	2,708 (23.7)	10 (0.1)	7,666 (67.2)	1,030 (9.0)	11,412 (100)
増 減	実数	△ 10			10	

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,718haのうち、次に掲げるa～cに該当する農用地約1,531haについて、農用地区域を設定する。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha以上の集団的な農用地

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益を除く。） ・区画整理 ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等 <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶、温州みかん、野菜、花きなどの地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地 ・<u>地域計画の区域内にある土地</u> ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 <p>ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。</p> <p>(a)集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地</p> <p>(b)高速道路、国道及び主要幹線沿い等で、市街化が進みつつある農地や、山林に介在する概ね1ha未満の農地で、今後農業の近代化を図る見込みのない農用地</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある土地改良施設の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、該当農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域にある農業用施設用地の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域に設定する。</p> <p>(エ) 現況森林原野等についての農用地区域の設定方針</p> <p>森林原野等については、原則として農用地区域を設定しないが、森林原野等を開発することにより土砂等の流入が起き、優良農地の保全に支障を来たすおそれのある区域及び今後優良農地として開発が見込まれる区域においては、現況森林原野等でも農用地区域を設定する。</p>	<p>b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益を除く。） ・区画整理 ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等 <p>c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶、温州みかん、野菜、花きなどの地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な土地 ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地 ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地 <p>ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。</p> <p>(a)集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地</p> <p>(b)高速道路、国道及び主要幹線沿い等で、市街化が進みつつある農地や、山林に介在する概ね1ha未満の農地で、今後農業の近代化を図る見込みのない農用地</p> <p>(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域内にある土地改良施設の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、該当農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。</p> <p>(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針</p> <p>本地域にある農業用施設用地の内、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域に設定する。</p> <p>(エ) 現況森林原野等についての農用地区域の設定方針</p> <p>森林原野等については、原則として農用地区域を設定しないが、森林原野等を開発することにより土砂等の流入が起き、優良農地の保全に支障を来たすおそれのある区域及び今後優良農地として開発が見込まれる区域においては、現況森林原野等でも農用地区域を設定する。</p>

変 更 案

土地の種類	所在 (位置)	所有者又は 管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林原野(浮島地区)	A-1	私有地	361.5ha	農地保全 361.5ha	天然林
山林原野(愛鷹地区)	A-2	私有地	90.3ha	農地保全 90.3ha	天然林
山林原野(金岡地区)	B-1	私有地	7.1ha	農地保全 7.1ha	天然林
山林原野(金岡地区)	B-2	私有地	0.8ha	農地保全 0.8ha	天然林
山林原野(原地区)	C-1	私有地	0.1ha	農地保全 0.1ha	天然林
山林原野(静浦地区)	E-1	私有地	4.2ha	農地保全 4.2ha	天然林
山林原野(内浦地区)	E-2	私有地	34.4ha	農地保全 34.4ha	天然林
山林原野(西浦地区)	E-3	私有地	480.8ha	農地保全 480.8ha	天然林
山林原野(戸田地区)	F-1	私有地	0.1ha	農地保全 0.1ha	天然林
山林原野(戸田地区)	F-3	私有地	1.1ha	農地保全 1.1ha	天然林
計			980.4ha	農地保全 980.4ha	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

(ア) 浮島・愛鷹地区(A-1、A-2)

本地区は、北部の愛鷹山麓の茶栽培が中心であるが、茶の価格低迷から茶園の荒廃農地が増加している。そのため、露地野菜(ほうれんそう・ねぎなど)やキンカンなどの導入を支援し、茶との複合経営化を図っている。今後も愛鷹山の傾斜を利用した茶栽培及び新規作物の生産を行う。

南部の低地地域では水稻の生産を行っており、多面的機能支払制度の活用により集落を支える体制の強化に努めるとともに、湛水被害の軽減や未然防止を目的としたほ場条件の改良を継続し、安定した良質米の生産を行う。

(イ) 金岡・大岡地区(B-1、B-2)

本地区は、愛鷹山麓の丘陵地に広がる畑や樹園地で、茶・野菜(メロン・きゅうり・ほうれんそうなど)や花き(花壇苗)の生産のほか畜産業が行われている。今後も引き続き愛鷹山麓の丘陵地では農業及び畜産業を継続する。

(ウ) 原・片浜地区(C-1、C-2)

本地区は、市街地に隣接する平坦地で、水稻のほか露地野菜(大根・キャベツ)や花き(鉢物)の複合経営が行われている。今後も、水田の高度利用を推進するとともに、露地野菜や花きの生産を継続する。

(エ) 大平地区(D-1)

本地区は、狩野川流域の平坦な水田地帯で、湛水防除事業による排水改良やほ場条件の整備により水稻の安定生産が行われている。

現在地区内において、国道414号静浦バイパスが下香貫から大平まで開通し、事業完了時には、一部の地域で集团的農地の分断化が見込まれる。しかし、今後も地域に残る営農条件の良い集团的農地は、引き続き水稻の安定生産を行う。

変 更 前 (現 在)

土地の種類	所在 (位置)	所有者又は 管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林原野(浮島地区)	A-1	私有地	367.7ha	農地保全 367.7ha	天然林
山林原野(愛鷹地区)	A-2	私有地	89.1ha	農地保全 89.1ha	天然林
山林原野(金岡地区)	B-1	私有地	7.9ha	農地保全 7.9ha	天然林
山林原野(金岡地区)	B-2	私有地	0.9ha	農地保全 0.9ha	天然林
山林原野(原地区)	C-1	私有地	0.2ha	農地保全 0.2ha	天然林
山林原野(静浦地区)	E-1	私有地	4.2ha	農地保全 4.2ha	天然林
山林原野(内浦地区)	E-2	私有地	34.7ha	農地保全 34.7ha	天然林
山林原野(西浦地区)	E-3	私有地	462.6ha	農地保全 462.6ha	天然林
山林原野(戸田地区)	F-1	私有地	0.1ha	農地保全 0.1ha	天然林
山林原野(戸田地区)	F-3	私有地	1.1ha	農地保全 1.1ha	天然林
計			968.5ha	農地保全 968.5ha	

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

(ア) 浮島・愛鷹地区(A-1、A-2)

本地区は、北部の愛鷹山麓の茶栽培が中心であるが、茶の価格低迷から茶園の荒廃農地が増加している。そのため、露地野菜(ほうれんそう、ねぎなど)やキンカンなどの導入を支援し、茶との複合経営化を図っている。今後も愛鷹山の傾斜を利用した茶栽培及び新規作物の生産を行う。

南部の低地地域では水稻の生産を行っており、今後は、多面的機能支払制度の活用により集落を支える体制の強化に努めるとともに、湛水被害の軽減や未然防止を目的としたほ場条件の改良を継続し安定した良質米の生産を行っていく。

(イ) 金岡・大岡地区(B-1、B-2)

本地区は、愛鷹山麓の丘陵地に畑・樹園地が展開し、茶・野菜・花き(メロン・きゅうり・ほうれんそう・花壇苗など)の生産のほか畜産業が行われている。今後も引き続き愛鷹山麓の丘陵地では農業及び畜産業を継続していく。

(ウ) 原・片浜地区(C-1、C-2)

本地区は、市街地に隣接する平坦地で、水稻のほか露地野菜(大根・キャベツ)や花き(鉢物)の複合経営が行われている。今後も、水田の高度利用を推進していくとともに、露地野菜や花きの生産を継続していく。

(エ) 大平地区(D-1)

農地は狩野川流域の平坦な水田地帯で、湛水防除事業による排水改良やほ場条件の整備により水稻の安定生産が行われている。

現在地区内において国道414号バイパスの事業が着手されており、事業完了時には、一部の地域で集团的農地の分断化が見込まれるが、今後も地域に残る集团的農地において水稻の安定生産を行っていく。

変 更 案

(オ) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3)

本地区は、市域南部に位置する階段状の傾斜地で、温暖な気候を活かした温州みかんの栽培を行っている。今後も、本市の基幹農作物である温州みかんの産地として生産面積を維持するため、中山間地域等直接支払制度の活用により集落営農活動を強化し、荒廃農地の発生防止に努める。また、各集落の基幹農道整備を行い、農作業の合理化・効率化を進め生産量を維持する。

西浦地区では、農道及び農業用用水路の整備により通作条件を改善し、労働生産性及び品質の向上を図る。

(カ) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3)

本地区は、市域最南端に位置し、農地は傾斜地に展開する小規模な畑が多く、日本固有の柑橘である戸田タチバナや戸田シキミの生産が行われ、一部の地域では水稻の生産が行われている。

今後も特産品である戸田タチバナの酸味や香りを活かした酒・ポン酢・ジャム・アロマオイルなど新商品の開発等を推進し、生産量や生産者の拡大とともに販路拡大を図る。

表 農用地面積の現況 単位：ha

地区	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
		愛鷹・浮島地区 (A地区)	現況	679.0	—	—	5.4
	将来	679.0	—	—	5.4	684.3	451.7
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
金岡・大岡地区 (B地区)	現況	104.1	—	—	1.7	105.8	8.0
	将来	104.1	—	—	1.7	105.8	8.0
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
原・片浜地区 (C地区)	現況	103.6	—	—	0.9	104.5	0.1
	将来	103.6	—	—	0.9	104.5	0.1
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
大平地区 (D地区)	現況	51.1	—	—	0.3	51.4	0.0
	将来	51.1	—	—	0.3	51.4	0.0
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
静浦・内浦・西浦地区 (E地区)	現況	553.8	—	—	0.6	554.4	519.4
	将来	553.8	—	—	0.6	554.4	519.4
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
戸田地区 (F地区)	現況	36.2	—	—	0.3	36.4	1.2
	将来	36.2	—	—	0.3	36.4	1.2
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
計	現況	1,527.8	0.0	0.0	9.1	1,536.9	980.4
	将来	1,527.8	0.0	0.0	9.1	1,536.9	980.4
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

変 更 前 (現 在)

(オ) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3)

本地区は本市の南部に位置し、階段状の傾斜地で温暖な気候を活かし温州みかんの栽培を行っている。今後も、本市の基幹農作物である温州みかんの産地として生産面積を維持していくため、中山間地域等直接支払制度の活用による集落営農活動の強化により荒廃農地の発生防止に努めるとともに、各集落の基幹農道整備を行い農作業の合理化・効率化を進めていくことにより生産量を維持していく。

また、西浦地区では、農道及び農業用用水路の整備を行うことで、通作条件の改善により労働生産性及び品質の向上していく。

(カ) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3)

本地区は、本市の最南端に位置し、農地は傾斜地に展開する小規模な畑が多く日本固有の柑橘である戸田タチバナや戸田シキミの生産が行われ、一部の地域では水稻の生産が行われている。

今後も特産品である戸田タチバナについて、酒、ポン酢、ジャムなど新商品の開発等を推進し、生産量や生産者の拡大を図るとともに、販路拡大を図る。

表 農用地面積の現況 単位：ha

地区	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
		愛鷹・浮島地区 (A地区)	現況	682.8	—	—	5.8
	将来	682.8	—	—	5.8	688.7	456.9
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
金岡・大岡地区 (B地区)	現況	106.9	—	—	1.7	108.6	8.8
	将来	106.9	—	—	1.7	108.6	8.8
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
原・片浜地区 (C地区)	現況	103.6	—	—	0.9	104.5	0.2
	将来	103.6	—	—	0.9	104.5	0.2
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
大平地区 (D地区)	現況	51.1	—	—	0.3	51.4	0.0
	将来	51.1	—	—	0.3	51.4	0.0
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
静浦・内浦・西浦地区 (E地区)	現況	549.8	—	—	0.6	550.5	501.5
	将来	549.8	—	—	0.6	550.5	501.5
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
戸田地区 (F地区)	現況	36.8	—	—	0.3	37.0	1.1
	将来	36.8	—	—	0.3	37.0	1.1
	増減	0.0	—	—	0.0	0.0	0.0
計	現況	1,531.1	0.0	0.0	9.5	1,540.7	968.5
	将来	1,531.1	0.0	0.0	9.5	1,540.7	968.5
	増減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>イ 用途区分の構想</p> <p>(ア) 浮島・愛鷹地区 (A-1、A-2) 北部の愛鷹山麓の丘陵地を樹園地及び畑として利用し、南部の平坦地を水田として利用する。</p> <p>(イ) 金岡・大岡地区 (B-1、B-2) 愛鷹山麓の丘陵地は、畑として利用する。</p> <p>(ウ) 原・片浜地区 (C-1、C-2) <u>排水機場の遠隔化を推進し、安定性と高い生産性を保持した水田として利用する。</u></p> <p>(エ) 大平地区 (D-1) 狩野川流域の平坦な水田地帯であるため、今後も水田として利用<u>する。</u></p> <p>(オ) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3) 温州みかんを主体とした樹園地として利用<u>する。</u></p> <p>(カ) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3) 温州みかん、戸田イチバナや戸田シキミの生産を中心とした樹園地として利用<u>する。</u> 井田、新田などの一部地域は水田として利用<u>する。</u></p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>	<p>イ 用途区分の構想</p> <p>(ア) 浮島・愛鷹地区 (A-1、A-2) 北部の愛鷹山麓の丘陵地を樹園地として利用し、南部の平坦地を水田として利用する。</p> <p>(イ) 金岡・大岡地区 (B-1、B-2) 愛鷹山麓の丘陵地は、畑として利用する。</p> <p>(ウ) 原・片浜地区 (C-1、C-2) <u>農業生産基盤整備事業による用水路の整備を進め、高い生産性を保持した水田として利用していく。</u></p> <p>(エ) 大平地区 (D-1) 狩野川流域の平坦な水田地帯であるため、今後も水田として利用<u>していく。</u></p> <p>(オ) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3) 温州みかんを主体とした樹園地として利用<u>していく。</u></p> <p>(カ) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3) 温州みかん、戸田イチバナや戸田シキミの生産を中心とした樹園地として利用<u>していく。</u> 井田、新田などの一部地域は水田として利用<u>していく。</u></p> <p>2 農用地利用計画 別記のとおりとする。</p>

第2 農業生産基盤の整備開発計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>農地の整備状況は、水田の約74%が基盤整備済である。また、これまでに開発可能な集団的農用地の多くは、ほ場整備や農道、用排水路等の整備が行われている。一方、水田以外の農地の基盤整備は進んでおらず、畑は約7%、樹園地は約18%しか整備されていない。</p> <p>今後の農業生産基盤の整備開発は、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行い収益性の高い農業を営めるよう、生産性の向上を図ることを目標とする。</p> <p>そのため、農業用排水施設、農道整備により畑作農業経営の安定的発展、水田地域の規模経営や農地の高度利用化を図る。</p> <p>また、<u>経営体育成樹園地再編整備事業により、遅れている樹園地の整備を進め、農作業の効率化を図る。</u></p> <p>事業の実施にあたっては、<u>地域における農業者や住民等の関係者と合意形成を図るとともに、土地利用の高度化等、農業集落の生活環境の向上に配慮しながら推進する。</u></p> <p>地区別農業生産基盤の整備開発構想は、以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 浮島・愛鷹地区 (A-1、A-2)</p> <p>本地区の愛鷹山系に属する丘陵地帯と低地水田地帯は、<u>農業生産基盤整備の重要性が高い地区である。浮島北部では、経営体育成樹園地再編整備事業が進行中であり、区画整理により樹園地を平坦化し、乗用型管理機を導入するなど農作業の効率化を図るとともに、新規作物導入による複合経営化を図る。</u></p> <p>また、低地水田地帯では、<u>経営体育成基盤整備事業の用水路整備により、良質米の生産を行う。</u></p> <p>(2) 金岡・大岡地区 (B-1、B-2)</p> <p>本地区は、愛鷹山麓の丘陵地に広がる畑や樹園地で、<u>茶・野菜(メロン・きゅうり・ほうれんそうなど)や花き(花壇苗)の生産のほか畜産業が行われている。広域交通網の整備が進展し、市街化区域に近接する地域であるため都市近郊型農業を推進し、農業及び畜産業を継続する。</u></p> <p>(3) 原・片浜地区 (C-1、C-2)</p> <p>本地区は、市街地に隣接する平坦地で、<u>水稻を中心に露地野菜(大根・キャベツ)や花き(鉢物)の複合経営が行われている。</u></p> <p>地盤が軟弱な湿田が大部分を占めているため、<u>区画整理、湛水防除及び用排水路の整備とともに、ストックマネジメントにより排水機場の補修などを適宜実施している。</u></p> <p>今後は、<u>頻発する豪雨災害時に遠隔監視・遠隔操作ができるよう排水機場の遠隔化を推進し、水稻の安定生産を図るとともに、露地野菜や花きの生産を継続する。</u></p> <p>(4) 大平地区 (D-1)</p> <p>本地区は、狩野川流域の平坦な水田地帯で、<u>かんがい排水事業や湛水防除事業により基盤整備済となっている。</u></p> <p>現在地区内において国道414号バイパス(Ⅱ期)の整備が進められているため、この計画と既存の排水施設の維持管理計画との整合を図りながら、<u>水路・農道等の整備及び排水機場の長寿命化・遠隔化を推進し、水稻の安定生産を行う。</u></p>	<p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>農地の整備状況は、水田の約85%が基盤整備済である。また、これまでに開発可能な集団的農用地の多くは、ほ場整備や農道、用排水路等の整備が行われている。一方、水田以外の農地の基盤整備は進んでおらず、畑は約5%、樹園地は約15%しか整備されていない。</p> <p><u>本市における今後の農業生産基盤の整備開発は、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行い収益性の高い農業を営めるよう、生産性の向上を図ることを目標とする。</u></p> <p>そのため、農業用排水施設、農道整備により畑作農業経営の安定的発展、水田地域の規模経営や農地の高度利用化を図る。</p> <p><u>また、基幹的な農業水利施設は、戦後集中的に整備されたため、近年、更新を必要とする時期を迎える施設が増加している。そのため、対策工事等を一貫して行う基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。</u></p> <p><u>さらに、事業の実施にあたっては地域における農業者や住民等の関係者と合意形成を図るとともに土地利用の高度化等、農業集落の生活環境の向上に配慮しながら推進していく。</u></p> <p>地区別農業生産基盤の整備開発構想は、以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 浮島・愛鷹地区 (A-1、A-2)</p> <p>本地区の愛鷹山系に属する丘陵地帯と低地水田地帯は農業生産基盤整備の重要性が高い地区である。<u>丘陵地帯では既存茶園の再整備を検討し、乗用型管理機の導入可能園地の増加を目指していくとともに、新規作物導入による複合経営化を図っていく。</u></p> <p>また、低地水田地帯では、<u>経営体育成基盤整備事業により用水路の整備により、良質米の生産を行っていく。</u></p> <p>(2) 金岡・大岡地区 (B-1、B-2)</p> <p>本地区は、愛鷹山麓の丘陵地に畑・樹園地が展開し、<u>茶・野菜・花き(メロン・きゅうり・ほうれんそう・花壇苗など)の生産のほか畜産業が行われている。広域交通網の整備が進展し、市街化区域に近接する地域であるが、都市近郊型農業として利用し、農業及び畜産業を継続していく。</u></p> <p>(3) 原・片浜地区 (C-1、C-2)</p> <p>本地区は、市街地に隣接する平坦地で、<u>水稻を中心に露地野菜(大根・キャベツ)や花き(鉢物)の複合経営が行われている。地盤が軟弱な湿田が大部分を占めているため、区画整理、湛水防除事業及び用排水路の整備を行ってきたが、一部の排水施設などで老朽化してきている。このため、ストックマネジメントにより排水機場の長寿命化を進め、水稻の安定生産を図っていくとともに、露地野菜や花きの生産を継続していく。</u></p> <p>(4) 大平地区 (D-1)</p> <p>本地区は、狩野川流域の平坦な水田地帯で、<u>かんがい排水事業や湛水防除事業により基盤整備済となっている。</u></p> <p>現在地区内において国道414号バイパスをはじめとする幹線道路の整備が進められているため、これらの計画と既存の排水施設の維持管理計画との整合を図りながら、<u>水路・農道等の整備を検討し、水稻の安定生産を行っていく。</u></p> <p><u>今後もストックマネジメントによる排水機場の長寿化により生産量を維持してい</u></p>

変 更 案 **変 更 前 (現 在)**

(5) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3)

本地区は、市域南部に位置し、階段状の急傾斜地で温暖な気候を活かした温州みかんの栽培が行われており、経営体育成樹園地再編整備事業による集落間や農地と集落を連絡する農道及び農業用水の整備を実施中である。

今後も、農作業の合理化・効率化により生産量を維持する。

(6) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3)

本地区の農地は、急傾斜地に展開する小規模な畑が多く、日本固有の柑橘である戸田タチバナや戸田シキミの生産が行われ、一部地域では水稻の生産が行われている。

今後は、整備された農道等の適正な管理を行い、特産品である戸田タチバナの生産量や生産者の拡大を図る。

(5) 静浦・内浦・西浦地区 (E-1、E-2、E-3)

本地区は、本市の南部に位置し、階段状の急傾斜地で温暖な気候を活かした温州みかんの栽培が行われており、畑地帯総合整備事業や農道整備事業が実施中である。

今後も、ストックマネジメントによる排水機場の長寿命化や経営体育成樹園地再編整備事業による集落間や農地と集落を連絡する農道及び農業用水の整備を進め、農作業の合理化・効率化を進めていくことにより生産量を維持していく。

(6) 戸田地区 (F-1、F-2、F-3)

本地区の農地は、急傾斜地に展開する小規模な畑が多く、日本固有の柑橘である戸田タチバナや戸田シキミの生産が行われ、一部地域では水稻の生産が行われている。

今後は、整備された農道等の適正な管理を行い、特産品である戸田タチバナの生産量や生産者の拡大を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
経営体育成樹園地再編整備事業(重須)	農道 L=6,021m 用水路工 L=3,642m 区画整理 A=1.8ha	E-2 E-3	78.5	1	H23~R8 1,821,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん江梨)	農道工 L=5,955m 用水路工 L=763m	E-3	63.6	2	H24~R8 2,205,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん東部)	農道 L=8,968m 用水路工 L=3,058m	E-3	207.4	3	H25~R11 4,191,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん足保久料)	農道 L= 8,114m 用水路 L=5,168m 鳥獣害防止柵 L= 6,600m	E-3	98.2	4	H26~R7 2,330,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん立保古字)	農道 L=7,492m 用水路工 L=250m 鳥獣害防止柵 L=15,000m	E-3	84.1	5	H27~R8 2,518,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん江梨西部)	農道 L=8,544m 用水路工 L=400m	E-3	157.8	6	R3~11 2,646,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(浮島北部)	区画整理 5.7ha	A-1	5.7	7	R4~8 246,390 千円

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
経営体育成樹園地再編整備事業(重須)	農道 L=5,881m 用水路工 L=3,600m 区画整理 A=1.8ha	E-2 E-3	75	1	H23~R3 1,081,000 千円
経営体育成基盤整備事業(沼津原浮島)	用水路工 A=61.8 ha	A-1 C-1	61.8	2	H23~R1 586,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん江梨)	農道工 L=5,955m 用水路工 L=763m	E-3	63.6	3	H24~R3 1,425,321 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん東部)	農道 L=8,968m 用水路工 L=3,058m	E-3	207.4	4	H25~R4 2,828,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん足保久料)	畑かん 75.5ha 農道 L= 8,114m 鳥獣害防止柵 L= 6,600m	E-3	98.2	5	H26~R5 1,875,000 千円
経営体育成樹園地再編整備事業(西浦みかん立保古字)	農道 L=7,492m 用水路工 L=250m 鳥獣害防止柵 L=15,000m	E-3	84.1	6	H27~R6 2,010,000 千円
基幹水利施設ストックマネジメント事業(大平徳倉排水機場保全)	排水機場補修 1箇所 導水路補修 L=159.2m	D-1	36	7	H28~R4 341,000 千円
ストックマネジメント	排水機場 1 機場	C-1	49	8	
農地整備	農道 L=6,000m 用水路工 L=800m	E-3	65	9	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

変 更 案						変 更 前 (現 在)																																																																																																																																																																																																															
<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の供給とともに、その生産活動を通じて、土地保全や水源かん養、生態系の保全等の多面的な機能を有している。しかし、農業従事者の減少や高齢化に伴い、<u>荒廃農地は年々拡大するとともに、管理不全の農地に隣接する道路において、土留崩れや樹木枝葉のはみ出し等一般交通への影響も発生している。</u></p> <p>今後も、農産物の安定供給や、<u>農業の有する多面的機能を発揮するため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、荒廃農地の発生防止・解消を図り、生産の場である農地を良好な状態で保全する必要がある。</u></p> <p>そのため、中山間地域等直接支払制度の活用により、条件不利地域である中山間農業地域等において、平地の生産コストとの差を補うことで農業経営の継続を推進する。</p> <p>また、農地等の湛水被害を軽減するため、<u>老朽化が著しい排水機場の長寿命化・耐震化対策や遠隔化などの機能強化を行うとともに、適切な維持管理を図る。</u></p>						<p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農産物の供給とともに、その生産活動を通じて、土地保全や水源かん養、生態系の保全等の多面的な機能を有する。しかし、農業従事者の減少や高齢化により、<u>荒廃農地が拡大している。</u></p> <p>今後も、農産物の安定供給や、農業の多面的機能を発揮するため、農業生産基盤の整備を進めるとともに、<u>荒廃農地の発生抑制や再生を図り、生産の場である農地を良好な状態で保全していく必要がある。</u></p> <p>そのために、中山間地域等直接支払制度の活用により、条件不利地域である中山間農業地域等において、平地の生産コストとの差を補うことで農業経営の継続を推進する。</p> <p>また、農地等の湛水被害を軽減するため、排水機場の<u>整備や耐震対策を行うとともに、適切な維持管理を図っていく。</u></p>																																																																																																																																																																																																															
<p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-2</td> <td>21.7</td> <td>1</td> <td>R2~6 1,605 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)</td> <td>農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等</td> <td>E-3</td> <td>15.0</td> <td>2</td> <td>R2~6 1,279 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)</td> <td>農地の作業委託 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>38.0</td> <td>3</td> <td>R2~6 3,358 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)</td> <td>農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>19.5</td> <td>4</td> <td>R2~6 1,141 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)</td> <td>農地の作業委託 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>10.7</td> <td>5</td> <td>R2~6 983 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>9.8</td> <td>6</td> <td>R2~6 704 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>19.5</td> <td>7</td> <td>R2~6 1,718 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>22.0</td> <td>8</td> <td>R2~6 1,902 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>54.9</td> <td>9</td> <td>R2~6 4,631 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (柳沢)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>A-2</td> <td>26.9</td> <td>10</td> <td>R2~6 627 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (浮島)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>A-1</td> <td>89.6</td> <td>11</td> <td>R4~8 6,596 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (西浦平沢)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>E-3</td> <td>21.0</td> <td>12</td> <td>R4~8 420 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (内浦重須)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>E-2</td> <td>25.0</td> <td>13</td> <td>R5~9 491 千円</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設ストックマネジメント事業 (松毛川排水 機場保全3期)</td> <td>排水機場 1 機場</td> <td>D-1</td> <td>4.0</td> <td>14</td> <td>R7~9 600,000 千円</td> </tr> <tr> <td>農村災害対策整備事業 (排水機場東部)</td> <td>排水機場遠隔化 11 機場 (4 機場)</td> <td>C-1 D-1</td> <td>621.2 (291.9)</td> <td>15</td> <td>R6~9 500,000 千円</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業 (水の都三島)</td> <td>親水景観保全施設整備 1 式</td> <td>D-1</td> <td>84.0 (10.1)</td> <td>16</td> <td>R1~9 647,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>						事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積 (ha)	中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-2	21.7	1	R2~6 1,605 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)	農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等	E-3	15.0	2	R2~6 1,279 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	38.0	3	R2~6 3,358 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)	農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	4	R2~6 1,141 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	10.7	5	R2~6 983 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	9.8	6	R2~6 704 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	7	R2~6 1,718 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	22.0	8	R2~6 1,902 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	54.9	9	R2~6 4,631 千円	多面的機能支払交付金 (柳沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-2	26.9	10	R2~6 627 千円	多面的機能支払交付金 (浮島)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-1	89.6	11	R4~8 6,596 千円	多面的機能支払交付金 (西浦平沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-3	21.0	12	R4~8 420 千円	多面的機能支払交付金 (内浦重須)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-2	25.0	13	R5~9 491 千円	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (松毛川排水 機場保全3期)	排水機場 1 機場	D-1	4.0	14	R7~9 600,000 千円	農村災害対策整備事業 (排水機場東部)	排水機場遠隔化 11 機場 (4 機場)	C-1 D-1	621.2 (291.9)	15	R6~9 500,000 千円	地域用水環境整備事業 (水の都三島)	親水景観保全施設整備 1 式	D-1	84.0 (10.1)	16	R1~9 647,000 千円	<p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-2</td> <td>21.7</td> <td>1</td> <td>H27~R1 1,998 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)</td> <td>農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等</td> <td>E-3</td> <td>15.0</td> <td>2</td> <td>H27~R1 1,384 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)</td> <td>農地の作業委託 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>38.0</td> <td>3</td> <td>H27~R1 3,498 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)</td> <td>農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>19.5</td> <td>4</td> <td>H27~R1 1,794 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)</td> <td>農地の作業委託 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>10.7</td> <td>5</td> <td>H27~R1 983 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>9.8</td> <td>6</td> <td>H27~R1 899 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>19.5</td> <td>7</td> <td>H27~R1 1,791 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>22.0</td> <td>8</td> <td>H27~R1 2,025 千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)</td> <td>農地の法面管理 柵・ネット等の設置等</td> <td>E-3</td> <td>54.9</td> <td>9</td> <td>H27~R1 5,047 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (柳沢)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>A-2</td> <td>9.1</td> <td>10</td> <td>H27~R1 271 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (浮島)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>A-1</td> <td>84.6</td> <td>11</td> <td>H29~R3 7,334 千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (西浦平沢)</td> <td>地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全</td> <td>E-3</td> <td>21.0</td> <td>12</td> <td>H29~R3 420 千円</td> </tr> <tr> <td>土地改良施設耐震対策事業 (大平徳倉排水機場耐震)</td> <td>排水機場耐震対策 1 機場</td> <td>D-1</td> <td>76.4 (36)</td> <td>13</td> <td>H30~R2 15,000 千円 (4,500 千円)</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業 (せせらぎ松毛川)</td> <td>揚水機場 1 機場</td> <td>D-1</td> <td>49.0 (6)</td> <td>14</td> <td>H30~R4 900 千円 (95 千円)</td> </tr> <tr> <td>農地整備事業 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備) (沼津原浮島)</td> <td>用水機場 N=2 箇所 用水路工 L=11.65km 排水路工 L=0.5km</td> <td>A-1 C-1</td> <td>61.8</td> <td>15</td> <td>H23~R1 586,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>						事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考	受益地区	受益面積 (ha)	中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-2	21.7	1	H27~R1 1,998 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)	農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等	E-3	15.0	2	H27~R1 1,384 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	38.0	3	H27~R1 3,498 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)	農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	4	H27~R1 1,794 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	10.7	5	H27~R1 983 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	9.8	6	H27~R1 899 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	7	H27~R1 1,791 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	22.0	8	H27~R1 2,025 千円	中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	54.9	9	H27~R1 5,047 千円	多面的機能支払交付金 (柳沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-2	9.1	10	H27~R1 271 千円	多面的機能支払交付金 (浮島)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-1	84.6	11	H29~R3 7,334 千円	多面的機能支払交付金 (西浦平沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-3	21.0	12	H29~R3 420 千円	土地改良施設耐震対策事業 (大平徳倉排水機場耐震)	排水機場耐震対策 1 機場	D-1	76.4 (36)	13	H30~R2 15,000 千円 (4,500 千円)	地域用水環境整備事業 (せせらぎ松毛川)	揚水機場 1 機場	D-1	49.0 (6)	14	H30~R4 900 千円 (95 千円)	農地整備事業 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備) (沼津原浮島)	用水機場 N=2 箇所 用水路工 L=11.65km 排水路工 L=0.5km	A-1 C-1	61.8	15	H23~R1 586,000 千円
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考																																																																																																																																																																																																																
		受益地区	受益面積 (ha)																																																																																																																																																																																																																		
中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-2	21.7	1	R2~6 1,605 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)	農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等	E-3	15.0	2	R2~6 1,279 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	38.0	3	R2~6 3,358 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)	農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	4	R2~6 1,141 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	10.7	5	R2~6 983 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	9.8	6	R2~6 704 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	7	R2~6 1,718 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	22.0	8	R2~6 1,902 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	54.9	9	R2~6 4,631 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (柳沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-2	26.9	10	R2~6 627 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (浮島)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-1	89.6	11	R4~8 6,596 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (西浦平沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-3	21.0	12	R4~8 420 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (内浦重須)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-2	25.0	13	R5~9 491 千円																																																																																																																																																																																																																
基幹水利施設ストックマネジメント事業 (松毛川排水 機場保全3期)	排水機場 1 機場	D-1	4.0	14	R7~9 600,000 千円																																																																																																																																																																																																																
農村災害対策整備事業 (排水機場東部)	排水機場遠隔化 11 機場 (4 機場)	C-1 D-1	621.2 (291.9)	15	R6~9 500,000 千円																																																																																																																																																																																																																
地域用水環境整備事業 (水の都三島)	親水景観保全施設整備 1 式	D-1	84.0 (10.1)	16	R1~9 647,000 千円																																																																																																																																																																																																																
事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備 考																																																																																																																																																																																																																
		受益地区	受益面積 (ha)																																																																																																																																																																																																																		
中山間地域等直接支払制度 (内浦重須)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-2	21.7	1	H27~R1 1,998 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦木負)	農地の草刈、防虫対策 農地の法面管理等	E-3	15.0	2	H27~R1 1,384 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦久連)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	38.0	3	H27~R1 3,498 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦河内)	農地の草刈、防虫対策 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	4	H27~R1 1,794 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦平沢)	農地の作業委託 柵・ネット等の設置等	E-3	10.7	5	H27~R1 983 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦立保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	9.8	6	H27~R1 899 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦足保)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	19.5	7	H27~R1 1,791 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦久料)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	22.0	8	H27~R1 2,025 千円																																																																																																																																																																																																																
中山間地域等直接支払制度 (西浦江梨)	農地の法面管理 柵・ネット等の設置等	E-3	54.9	9	H27~R1 5,047 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (柳沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-2	9.1	10	H27~R1 271 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (浮島)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	A-1	84.6	11	H29~R3 7,334 千円																																																																																																																																																																																																																
多面的機能支払交付金 (西浦平沢)	地域の農地、農業用水等の 資源の保全管理と環境の保全	E-3	21.0	12	H29~R3 420 千円																																																																																																																																																																																																																
土地改良施設耐震対策事業 (大平徳倉排水機場耐震)	排水機場耐震対策 1 機場	D-1	76.4 (36)	13	H30~R2 15,000 千円 (4,500 千円)																																																																																																																																																																																																																
地域用水環境整備事業 (せせらぎ松毛川)	揚水機場 1 機場	D-1	49.0 (6)	14	H30~R4 900 千円 (95 千円)																																																																																																																																																																																																																
農地整備事業 (耕作放棄地解消・発生防止基盤整備) (沼津原浮島)	用水機場 N=2 箇所 用水路工 L=11.65km 排水路工 L=0.5km	A-1 C-1	61.8	15	H23~R1 586,000 千円																																																																																																																																																																																																																
<p>(注) () 内は沼津市分</p>																																																																																																																																																																																																																					

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組</p> <p>ア 農業生産基盤整備等による生産条件の改善 農業生産基盤整備や農業水利施設等の補修・更新の計画的な実施により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を防止するとともに、土壌改良・簡易な基盤整備等により荒廃農地を解消する。</p> <p>イ 認定農業者への農地の集積・集約化 農地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある農業者に利用管理されることが必要である。このため、<u>地域計画に基づく農地中間管理事業等の活用</u>により、認定農業者等への農地の集積・集約化を推進する。 <u>また、高齢化や担い手不足等が進行している生産現場においては、他地域からの担い手の受け入れや農業者組織などによる作業受委託等を進める。さらに、スマート農業を導入する農業者への支援により、労働負担の軽減や農作業の効率化を図り、荒廃農地の発生防止・解消に努める。</u></p> <p>ウ 荒廃茶園再生と農地中間管理事業を活用した担い手への茶園集積 海外などで需要が高い有機抹茶（てん茶）の生産と輸出の拡大のため、基盤整備事業による荒廃茶園を有機抹茶（てん茶）園への再生や農地中間管理事業の活用による、担い手への集積・集約化を推進する。</p> <p>エ 共同活動による地域資源の保全 多面的機能支払制度、<u>中山間地域等直接支払制度等</u>により、水路・農道・ため池等の補修や施設の長寿命化のための活動等、地域資源の質的向上を図る共同活動を推進する。 <u>また、令和4年に世界かんがい施設遺産に登録された香貫用水については、今後も市・地域農家で組織された香貫水委員会・地元住民が連携し、維持管理を図る。</u></p> <p>オ 生産条件の不利を補正するための支援 中山間農業地域等の生産条件が不利な地域では、<u>中山間地域等直接支払制度等</u>を活用し、集落での合意形成を基に協定等を締結し、荒廃農地の発生防止を図る。</p> <p>カ 鳥獣被害軽減対策 愛鷹山麓や戸田地区などで、イノシシ・ニホンジカ等による鳥獣被害が年々増加している。そのため沼津市鳥獣被害防止計画に基づいて、銃器・わな（箱わな・ICTセンサー付き囲いわな）による捕獲や電気柵などの侵入防止柵の整備による被害防止策に取り組む。さらに効果的な捕獲のため沼津市有害鳥獣捕獲隊との連携を密にする。併せて、農家をはじめとする新たな捕獲者の育成に取り組むことにより、円滑な捕獲環境の整備を行う。</p> <p>キ 棚田の維持・保全 日本の棚田百選に認定されている戸田地区北山の棚田は、土地所有者等が中心となり、維持・保全等を行っているが、将来にわたり維持・保全できるような体制づくりに努める。</p> <p>(2) 農用地等の防災・減災対策 湛水の防止をはじめとした農地防災対策を推進し、<u>集中豪雨等</u>による農業災害の未然防止と被害軽減を図る。</p>	<p>3 農用地等の保全のための活動</p> <p>(1) 荒廃農地の発生抑制・再生に向けた取組</p> <p>ア 農業生産基盤整備等による生産条件の改善 農業生産基盤整備や農業水利施設等の補修・更新の計画的な実施により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を抑制するとともに、土壌改良・簡易な基盤整備等により荒廃農地を再生する。</p> <p>イ 認定農業者への農地の集積・集約化 農地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって農業経営を継続する意欲ある農業者に利用管理されることが必要である。このため、<u>人・農地プランによる地域の将来像の作成や農地中間管理事業等</u>により、認定農業者等の担い手や新規就農者への集積・集約化を推進する。</p> <p>ウ 荒廃茶園再生と農地中間管理事業を活用した担い手への茶園集積 海外などで需要が高い有機抹茶（てん茶）の生産と輸出の拡大のため、基盤整備事業による荒廃茶園を有機抹茶（てん茶）園への再生や農地中間管理事業の活用による、担い手への集積・集約化を推進する。</p> <p>エ 共同活動による地域資源の保全 多面的機能支払制度により、水路、農道、ため池等の補修や施設の長寿命化のための活動等、地域資源の質的向上を図る共同活動を推進する。</p> <p>オ 生産条件の不利を補正するための支援 中山間農業地域等の生産条件が不利な地域では、<u>中山間地域等直接支払制度</u>を活用し、集落での合意形成を基に協定等を締結し、荒廃農地の発生防止を図る。</p> <p>カ 鳥獣被害軽減対策 愛鷹山麓や戸田地区などで、イノシシ、ニホンジカ等による鳥獣被害が年々増加している。そのため沼津市鳥獣被害防止計画に基づいて、銃器・わなによる捕獲や電気柵などの侵入防止柵の整備による被害防止策に取り組む。さらに効果的な捕獲のため沼津市有害鳥獣捕獲隊との連携を密にする。併せて、農家をはじめとする新たな捕獲者の育成に取り組むことにより、円滑な捕獲環境の整備を行う。</p> <p>キ 棚田の維持・保全 日本の棚田百選に認定されている<u>沼津市戸田地区北山</u>の棚田は、土地所有者等が中心となり、維持・保全等を行っているが、将来にわたり維持、保全できるような体制づくりに努める。</p> <p>(2) 農用地等の防災・減災対策 湛水の防止による農地防災対策を推進し、<u>集中豪雨</u>による農業災害の未然防止と被害軽減を図る。</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

変 更 案					変 更 前 (現 在)																																																																																																																																																
<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本市では、愛鷹山麓で茶、西部平坦部で水稲・花き・露地野菜、狩野川沿い平坦部で水稲・露地野菜等の栽培が行われ、内浦・西浦地区の樹園地帯では特産物のみかん、戸田地区ではみかん・戸田タチバナ・戸田シキミの生産が行われるなど、多種多様な農業が展開されている。</p> <p>しかし、他産業における労働市場の拡大等による農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に伴い担い手不足は深刻化しており、農業経営は非常に厳しい状況にある。</p> <p>このような状況に対応するため、認定農業者等が効率的かつ安定的な農業を営むことができるよう支援体制の強化や環境整備を推進すると同時に、新規就農者の確保を図る。</p> <p>なお、認定農業者の経営目標を地域における他産業従事者並みの所得（1経営体当たり653万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）を確保できるように営農類型を設定し、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。</p>					<p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本市の農業は、愛鷹山麓で茶、市西部平坦部で水稲・花き・露地野菜、狩野川沿い平坦部で水稲・露地野菜等の栽培が行われている。さらに、内浦・西浦地区の樹園地帯では特産物のみかん、戸田地区ではみかん、戸田タチバナ、戸田シキミの生産が行われるなど多種多様な農業が展開されている。</p> <p>今後も、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の大部分を担うような農業構造の確立を目指す。また、効率的かつ安定的な農業経営体の育成にあたっては、認定農業者制度の普及や、農業者の経営規模の拡大、資本整備の充実に向けた支援、情報化時代に対応した農地の高度利用等を積極的に図る。</p> <p>なお、認定農業者の経営目標を地域における他産業並みの所得（1経営体当たり830万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）とする。</p> <p>また、沼津市農業再生協議会では、南駿農業協同組合、伊豆の国農業協同組合、農業委員会、静岡県東部農林事務所等と連携して、経営指導を行い、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。</p>																																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>目標規模 (ha)</th> <th>作目構成</th> <th>戸数 (経営体数)</th> <th>流動化目標面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶(生葉売)</td> <td>3.0</td> <td>茶 3.0ha</td> <td>7</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製)</td> <td>3.0</td> <td>茶 3.0ha</td> <td>20</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製・自販)</td> <td>2.5</td> <td>茶 2.5ha</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製・買葉)</td> <td>2.5</td> <td>茶 2.5ha 生葉買入 1.5ha</td> <td>30</td> <td>66.6</td> </tr> <tr> <td>露地みかん</td> <td>2.0</td> <td>みかん 2.0ha</td> <td>41</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>ハウスみかん+露地みかん</td> <td>1.15</td> <td>ハウスみかん 0.15ha 露地みかん 1.0ha</td> <td>20</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>葉ねぎ+ほうれんそう+メロン</td> <td>1.0</td> <td>葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha</td> <td>13</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>養豚(一貫経営)</td> <td>0.1</td> <td>母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>肉牛(肉専用種)</td> <td>0.2</td> <td>常時 150頭</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>酪農(畑地型)</td> <td>4.0</td> <td>経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha</td> <td>7</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>鉢物</td> <td>0.4</td> <td>鉢物 0.4ha</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>花壇苗</td> <td>0.3</td> <td>花壇苗 0.3ha</td> <td>10</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>ばら(ロックウール)</td> <td>0.4</td> <td>ばら 0.4ha</td> <td>2</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>					営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)	茶(生葉売)	3.0	茶 3.0ha	7	12.2	茶(自園・自製)	3.0	茶 3.0ha	20	50.0	茶(自園・自製・自販)	2.5	茶 2.5ha	15	0	茶(自園・自製・買葉)	2.5	茶 2.5ha 生葉買入 1.5ha	30	66.6	露地みかん	2.0	みかん 2.0ha	41	8.0	ハウスみかん+露地みかん	1.15	ハウスみかん 0.15ha 露地みかん 1.0ha	20	24.4	葉ねぎ+ほうれんそう+メロン	1.0	葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha	13	13.0	養豚(一貫経営)	0.1	母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭	2	0	肉牛(肉専用種)	0.2	常時 150頭	2	0	酪農(畑地型)	4.0	経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha	7	10.0	鉢物	0.4	鉢物 0.4ha	3	0	花壇苗	0.3	花壇苗 0.3ha	10	3.0	ばら(ロックウール)	0.4	ばら 0.4ha	2	0.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>目標規模 (ha)</th> <th>作目構成</th> <th>戸数 (経営体数)</th> <th>流動化目標面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶(生葉)</td> <td>4.0</td> <td>茶 4.0ha</td> <td>7</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製)</td> <td>3.5</td> <td>茶 3.5ha</td> <td>20</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製・自販)</td> <td>3.0</td> <td>茶 3.0ha</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>茶(自園・自製・買葉)</td> <td>3.0</td> <td>茶 3.0ha 生葉買入 2.0ha</td> <td>30</td> <td>66.6</td> </tr> <tr> <td>露地みかん</td> <td>2.5</td> <td>みかん 2.5ha</td> <td>41</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>ハウスみかん+露地みかん</td> <td>1.7</td> <td>ハウスみかん 0.2ha 露地みかん 1.5ha</td> <td>20</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>葉ねぎ+ほうれんそう+メロン</td> <td>1.0</td> <td>葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha</td> <td>13</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>養豚(一貫経営)</td> <td>0.1</td> <td>母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>肉牛(肉専用種)</td> <td>0.2</td> <td>常時 150頭</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>酪農(畑地型)</td> <td>4.0</td> <td>経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha</td> <td>7</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>鉢物</td> <td>0.4</td> <td>鉢物 0.4ha</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>花壇苗</td> <td>0.3</td> <td>花壇苗 0.3ha</td> <td>10</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>ばら(ロックウール・土耕)</td> <td>0.4</td> <td>ばら 0.4ha</td> <td>2</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>					営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)	茶(生葉)	4.0	茶 4.0ha	7	12.2	茶(自園・自製)	3.5	茶 3.5ha	20	50.0	茶(自園・自製・自販)	3.0	茶 3.0ha	15	0	茶(自園・自製・買葉)	3.0	茶 3.0ha 生葉買入 2.0ha	30	66.6	露地みかん	2.5	みかん 2.5ha	41	8.0	ハウスみかん+露地みかん	1.7	ハウスみかん 0.2ha 露地みかん 1.5ha	20	24.4	葉ねぎ+ほうれんそう+メロン	1.0	葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha	13	13.0	養豚(一貫経営)	0.1	母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭	2	0	肉牛(肉専用種)	0.2	常時 150頭	2	0	酪農(畑地型)	4.0	経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha	7	10.0	鉢物	0.4	鉢物 0.4ha	3	0	花壇苗	0.3	花壇苗 0.3ha	10	3.0	ばら(ロックウール・土耕)	0.4	ばら 0.4ha	2	0.5
営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)																																																																																																																																																	
茶(生葉売)	3.0	茶 3.0ha	7	12.2																																																																																																																																																	
茶(自園・自製)	3.0	茶 3.0ha	20	50.0																																																																																																																																																	
茶(自園・自製・自販)	2.5	茶 2.5ha	15	0																																																																																																																																																	
茶(自園・自製・買葉)	2.5	茶 2.5ha 生葉買入 1.5ha	30	66.6																																																																																																																																																	
露地みかん	2.0	みかん 2.0ha	41	8.0																																																																																																																																																	
ハウスみかん+露地みかん	1.15	ハウスみかん 0.15ha 露地みかん 1.0ha	20	24.4																																																																																																																																																	
葉ねぎ+ほうれんそう+メロン	1.0	葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha	13	13.0																																																																																																																																																	
養豚(一貫経営)	0.1	母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭	2	0																																																																																																																																																	
肉牛(肉専用種)	0.2	常時 150頭	2	0																																																																																																																																																	
酪農(畑地型)	4.0	経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha	7	10.0																																																																																																																																																	
鉢物	0.4	鉢物 0.4ha	3	0																																																																																																																																																	
花壇苗	0.3	花壇苗 0.3ha	10	3.0																																																																																																																																																	
ばら(ロックウール)	0.4	ばら 0.4ha	2	0.5																																																																																																																																																	
営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)																																																																																																																																																	
茶(生葉)	4.0	茶 4.0ha	7	12.2																																																																																																																																																	
茶(自園・自製)	3.5	茶 3.5ha	20	50.0																																																																																																																																																	
茶(自園・自製・自販)	3.0	茶 3.0ha	15	0																																																																																																																																																	
茶(自園・自製・買葉)	3.0	茶 3.0ha 生葉買入 2.0ha	30	66.6																																																																																																																																																	
露地みかん	2.5	みかん 2.5ha	41	8.0																																																																																																																																																	
ハウスみかん+露地みかん	1.7	ハウスみかん 0.2ha 露地みかん 1.5ha	20	24.4																																																																																																																																																	
葉ねぎ+ほうれんそう+メロン	1.0	葉ねぎ 1.0ha ほうれんそう 1.5ha メロン 0.5ha	13	13.0																																																																																																																																																	
養豚(一貫経営)	0.1	母豚 80頭 雄豚 8頭 育成豚 24頭 肥育豚 800頭	2	0																																																																																																																																																	
肉牛(肉専用種)	0.2	常時 150頭	2	0																																																																																																																																																	
酪農(畑地型)	4.0	経産牛 40頭 育成牛 20頭 草地面積 4.0ha	7	10.0																																																																																																																																																	
鉢物	0.4	鉢物 0.4ha	3	0																																																																																																																																																	
花壇苗	0.3	花壇苗 0.3ha	10	3.0																																																																																																																																																	
ばら(ロックウール・土耕)	0.4	ばら 0.4ha	2	0.5																																																																																																																																																	

変 更 案 **変 更 前 (現 在)**

営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
茶(生葉売)+水稲+作業受託	5.0	茶 2.0ha 水稲 3.0ha 作業受託 3.0ha	6	27.1
茶(生葉売)+トルコギキョウ	2.0	茶 1.9ha トルコギキョウ 0.1ha	4	8.6
施設園芸+露地野菜	0.7	ハウスきゅうり 0.2ha 露地メロン 0.3ha ほうれんそう 0.2ha	30	17.5
露地みかん+ばら	0.9	みかん 0.7ha ばら 0.2ha	1	0.9
茶(共同工場)	25.0	茶 25.0ha	3	3.3
しいたけ+露地みかん	1.0	しいたけ 25万駒 みかん 1.0ha	1	5.0
シキミ	5.0	シキミ 5.0ha	3	26.6

出典：沼津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R5.9)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後の農業の発展には、担い手確保が必要不可欠であり、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を目指す必要がある。そのため、地域計画の策定を通じた地域の話し合いを促進し、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等を積極的に活用する。また、地域の農業者が一体となった営農の促進を図り、適切な農業生産活動を推進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

経営規模の拡大及び農用地の効率的利用を図るため、指導を行うための体制として、沼津市農業再生協議会(沼津市、農業協同組合、沼津市農業委員会、静岡県東部農林事務所等)を活用し、農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の経営の規模拡大や効率化を進めるため、沼津市農業再生協議会が中心となり、営農診断・営農改善方策の提示や農業経営の法人化、農業制度資金活用等の相談を行い、農業経営改善計画の達成に向けた支援や指導を進める。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個別経営体	茶(生葉)+水稲+作業受託	5.0	茶 2.0ha 水稲 3.0ha 作業受託 3.0ha	6	27.1
	茶(生葉)+トルコギキョウ	2.5	茶 2.4ha トルコギキョウ 0.1ha	4	8.6
	施設野菜+露地野菜	0.7	ハウスきゅうり 0.2ha 露地メロン 0.3ha ほうれんそう 0.2ha	30	17.5
	露地みかん+ばら	0.9	みかん 0.7ha ばら 0.2ha	1	0.9
	露地みかん+シイタケ	1.0	シイタケ 25万駒 みかん 1.0ha	3	3.3
	シキミ	5.0	シキミ 5.0ha	1	5.0
組織的経営体	茶(共同工場)	25.0	茶 25.0ha	3	26.6

出典：沼津市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (H26)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後の農業の発展には、担い手確保が必要不可欠であり、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を目指す必要がある。そのため、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等を積極的に活用・導入し、農業委員会等による掘り起こし活動を強化する中で、経営規模を縮小する意向の農家と協議を進め、地域の農業者が一体となった営農の促進を図り、適切な農業生産活動を推進し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

経営規模の拡大及び農用地の効率的利用を図るため、県や農業協同組合などと今後の農地の集積・集約化の方針を検討する。

特に愛鷹山麓の緩傾斜茶園においては、認定農業者等への農地の集積・集約化が進んできており、今後もさらなる集積が期待されている。

しかし、農業従事者の高齢化が進んでいくことにより、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、沼津市農業再生協議会等を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の集積・集約化の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の集積・集約化の取組を推進する。

(1) 認定農業者等の育成対策

認定農業者等の経営の規模拡大や効率化を進めるため、沼津市農業再生協議会(沼津市、南駿農業協同組合、沼津市農業委員会、静岡県東部農林事務所等で設置)が中心となり、営農診断、営農改善方策の提示や農業経営の法人化、農業制度資金活用等の相談を行い、農業経営改善計画の達成に向けた支援や指導を進める。

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>(2) 農地中間管理事業等による農地の集積・集約化対策 農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業を積極的に活用し、農業委員会等による掘り起こし活動を強化する中で、経営規模を縮小する意向の農家と協議を進め、認定農業者等の農業経営体への農用地の集積・集約化を推進する。</p> <p>(3) 地域計画の策定 担い手不足・労働力不足が深刻化するなかで、本市の農業を持続的に発展させていくためには、生産の拡大と合理化を進め、農用地の有効利用を推進する必要がある。そのため、地域の農業者及び農地利用の現状を把握し、将来の農業の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を地域ごとに話し合い、地域計画を策定する。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>(2) 農地中間管理事業、<u>農業経営基盤強化促進事業等農用地の流動化対策</u> 農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業を積極的に活用・導入し、農業委員会等による掘り起こし活動を強化する中で、経営規模を縮小する意向の農家と協議を進め、認定農業者等の農業経営体への農用地の集積・集約化を推進する。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第5 農業近代化施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の重点作目は、温州みかん・茶・水稲・野菜・花き・畜産である。これらの作目のより一層の振興を図るため、広域交通の結節点に位置する立地条件を生かし、農産物の安定供給地として、地域の特性に応じた生産団地の育成を中心に農業振興を図る。</p> <p>特に、原・浮島地区では、令和4年に世界最大級の植物工場がオープンし、水耕栽培によるほうれんそうの大量生産・安定供給が見込まれている。今後、県の先端技術の研究開発とビジネス支援の拠点施設「AOI-PARC」と連携し、周辺一帯を次世代農業団地と捉え、高付加価値のある農業ビジネスを展開する実証フィールドとして地域の農地を活用し、活性化を図る。</p> <p>また、整備を検討する農業近代化施設については、今後の生産の見通しを踏まえつつ、農業の持続的な発展を図るため、環境と調和のとれた施設となるように留意する。</p> <p>地産地消の一環として、学校給食における地場農産物の使用量の拡大等に取り組んでいる。今後も取組を継続することで、生産者と消費者の交流、安心・安全な食の提供、地域経済の活性化を目指す。</p> <p>(1) 温州みかん</p> <p>生産コスト低減と計画的な生産出荷、流通段階での省力化を図るため、寿太郎温州や早生品種の改植、農地・農道等の基盤整備、農業水利施設の保全等による園地改良を進める。併せて、農地中間管理事業等を活用し、地域の中心となる経営体に農地の集積・集約化を推進する。また、光センサー選果機に対応した高品質果の生産を図るとともに、出荷された果実の糖度・酸度・等階級など農家への情報伝達及び計画出荷のシステム化構築、鮮度保持などを考慮した予冷施設、低温貯蔵施設の整備推進を検討する。</p> <p>さらに、販路拡大を推進するため、機能性表示の届出や地理的表示の登録の推進により消費拡大を図る。</p> <p>(2) 茶</p> <p>沼津茶の品質向上・消費拡大を推進するため、生産から流通の省力化を図ることにより、低コストを実現する。また、製茶機械の更新や茶工場の再編を通じて地域茶業の中核となる経営体を育成していくとともに、乗用型管理機の導入等を推進し、担い手への農地集積・集約化により経営の規模拡大を図る。また、沼津茶の知名度アップのため、関係機関と連携協力したPR活動、新商品開発等により消費拡大を目指す。</p> <p>併せて、国内外で需要が高く、価格も比較的安定しているてん茶の生産拡大を目指す。</p> <p>(3) 水稲</p> <p>担い手の育成強化や農地の集積・集約化を図るとともに、大型コンバイン等の高性能稲作機械の導入・共同利用を進め、省力化と生産性の向上を図る。</p>	<p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本市の農畜産物の作目は、温州みかん、茶、水稲、野菜、花き、畜産である。これらの作目のより一層の振興を図るため、広域交通網に恵まれた立地条件を生かし農産物の安定供給地として、地域の特性に応じた生産団地の育成を中心とした農業振興を図る。</p> <p>平成29年8月に農（農林水産分野）・食（食品分野）・健（健康分野）連携による県の研究開発拠点施設「AOI-PARC」が開所した。今後は、「AOI-PARC」と連携し、革新的な栽培技術開発や品種開発による生産性向上や産学官連携による農業を軸とした関連産業のビジネス展開により農業所得の向上や新産業の創出等を目指していく。</p> <p>また、原・浮島地区では新たな賑わいと産業の活力を創出するため、道の駅が計画されている。道の駅では地場産品の販売に加え、加工・製造センターや調理商品用厨房を併設し、地区農業の6次産業化拠点化を目指すとともに、「AOI-PARC」と連携し、研究の実証フィールド（耕作地）として地域の農地を活用し、生産した農産物を「健康」をテーマにブランド化し、販売するなど、独自性の高い取組を推進する。</p> <p>さらに整備を検討する農業近代化施設の整備は、今後の生産の見通しを踏まえつつ、農業の持続的な発展を図るため環境と調和のとれた施設となるように留意する。</p> <p>一方、沼津市農業振興推進会では、地産地消の一環として、学校給食における地場農産物の使用量の拡大等に取り組んでいる。今後も取組を継続することで、生産者と消費者の交流、安心・安全な食の提供、地域経済の活性化を目指していく。</p> <p>(1) 温州みかん</p> <p>生産コスト低減と計画的な生産出荷、流通段階での省力化を図るため、寿太郎温州や早生品種の改植、農地・農道等の基盤整備、農業水利施設の保全等による園地改良を進める。併せて、農地中間管理事業等を活用し、地域の中心となる経営体に農地の集積・集約化を推進する。また、高性能選果機等の集出荷施設が整備されたことから、出荷された果実の糖度・酸度・等階級など農家への情報伝達及び計画出荷のシステム化を構築するとともに、鮮度保持などを考慮した予冷施設、低温貯蔵施設の整備推進を検討していく。</p> <p>さらに、販路拡大を推進するため、機能性表示の届出や地理的表示の登録の推進により消費拡大につなげていく。</p> <p>(2) 茶</p> <p>沼津茶の品質向上・消費拡大を推進するため、生産から流通の省力化を図ることにより、低コストを実現する。また、製茶機械の更新や茶工場の再編を通じて地域茶業の中核となる経営体を育成していくとともに、乗用型管理機の導入等を推進し、担い手への農地集積・集約化により経営の規模拡大を図っていく。また、沼津茶の知名度アップのため、関係機関と連携協力したPR活動、新商品開発等により消費拡大を目指す。</p> <p>平成30年4月に県東部初のてん茶加工施設が完成したことから、国内外で需要が高く、価格も比較的安定しているてん茶の生産拡大を目指す。</p> <p>(3) 水稲</p> <p>担い手の育成強化や農地の集積・集約化を図るとともに、大型コンバイン等の高性能稲作機械の導入・共同利用を進め、省力化と生産性の向上を図る。</p>

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>また、大規模乾燥調整施設等の基幹施設の再編整備やトレーサビリティに対応した設備の整備、高付加価値化に向けた加工施設等の整備の検討を進め、効率的で生産性の高い生産流通販売体制の確立を図る。</p> <p>さらに、今後の主食用米の需要減少や米価の下落を見込み、飼料用米への転換を推進する。</p> <p>(4) 野菜</p> <p>残留農薬基準を遵守し、安心・安全かつ新鮮な野菜を提供できる体制を強化する。</p> <p>施設野菜では、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入により、作業の省力化・軽減化と規模拡大を推進する。</p> <p>露地野菜では、今後も、水田の高度利用による産地の維持・拡大を推進する。</p> <p><u>また、次世代型の植物工場では、ほうれん草の大量生産だけでなく、CO₂排出量抑制、電力量削減など、安心・安全な農作物の安定的供給体制の構築を目指す。</u></p> <p>(5) 花き</p> <p>需要に対応した高品質花きの安定生産のために、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入及びヒートポンプ等、エネルギーの効率的な利用による低コスト生産と、鮮度保持技術などの導入を検討する。</p> <p>(6) 畜産</p> <p><u>生産性の向上を図るため、AIやICTを活用した個体管理機器等の省力化機械の導入、家畜共同育成場の利用拡大を推進する。</u></p> <p><u>また、家畜排せつ物や排水を適正に管理し、環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物の生産に地域で生産される堆肥等を適正に活用し、資源循環型の畜産を推進する</u></p> <p><u>さらに、SDGsの観点から、家畜排せつ物のエネルギー利用やエコフィードの利活用等の取組を推進する。</u></p> <p><u>加えて、畜産経営によって生じる悪臭問題について、周辺環境への影響を軽減できるよう、先進事例の調査研究を進めるとともに、県等の関連機関と連携して改善への取組を推進する。</u></p> <p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>また、大規模乾燥調整施設等の基幹施設の再編整備やトレーサビリティに対応した設備の整備、高付加価値化に向けた加工施設等の整備の検討を進め、効率的で生産性の高い生産流通販売体制の確立を図る。</p> <p>さらに、今後の主食用米の需要減少や米価の下落を見込み、飼料用米への転換を推進していく。</p> <p>(4) 野菜</p> <p>残留農薬基準を遵守し、安心・安全かつ新鮮な野菜を提供できる体制を強化していく。</p> <p>施設野菜では、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入により、作業の省力化・軽減化と規模拡大を推進する。</p> <p>露地野菜では、今後も、水田の高度利用による産地の維持・拡大を推進する。</p> <p>(5) 花き</p> <p>需要に対応した高品質花きの安定生産のために、ICTを活用した高度な環境制御システムの導入、ヒートポンプ等、エネルギーの効率的な利用による低コスト生産と、鮮度保持技術などの導入を検討する。</p> <p>(6) 畜産</p> <p><u>家畜ふん尿の適正な管理・処理と良質のたい肥生産施設を整備するとともに、耕種農家との連携を強化するための施設・機械の整備、導入を図り、環境への負荷軽減と資源循環を促進する。</u></p> <p><u>また、家畜伝染病については、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた防疫対応が的確に図られるよう、県と連携し飼養衛生管理基準の遵守のための指導、発生時の円滑、迅速な防疫対応のための準備の徹底を図る。</u></p> <p>2 農業近代化施設整備計画 該当なし</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>本市は、新規就農者などの確保のための農作業体験施設や就農支援施設の整備は進んでいないが、<u>農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。</u></p> <p><u>また、沼津市農業再生協議会を中心に、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。</u></p> <p><u>さらに、農業分野の新たな働き手を確保するため、障がいのある人をはじめ多様な人材の就労や生きがいつくりの場を提供する等、農福連携を推進する。</u></p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>該当なし</p> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>(1) 担い手の確保に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 沼津市農業再生協議会を設置し、担い手の育成・確保に努めている。今後、沼津市農業再生協議会の活動強化及び活動内容の周知徹底を図ることにより、認定新規就農者等の育成や活動を支援し、将来における地域農業の中心となる担い手の確保に努める。 沼津市農業再生協議会を中心に県等関係機関と連携を図るなかで、新規就農者の就農相談、担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援や農地の斡旋など広範囲な就農支援体制の充実・強化を図り、担い手の確保に努める。 特定法人や企業など多様な担い手による農業への新規参入の相談などの支援体制の充実に努める。 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成として、その対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広くとらえ、就農に関する情報の発信、就農相談、経営技術習得研修や青年等就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援し、地域における新たな担い手として育成する。 <p>(2) 就農・経営改善等に必要な資金の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等関係機関との連携の下、<u>新規就農者育成総合対策として経営発展支援事業等を活用し、就農環境を整え、安定的な定着を目指す。</u> 農家の後継者や新規参入希望者に対して、<u>設備資金の相談や研修農用地のあっせん確保などの支援を行う。</u> <p>(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業等の活用により、就農希望者や規模拡大農家等への農地の相談や確保に向けた支援を行う。 	<p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>本市は、新規就農者などの確保のための農作業体験施設や就農支援施設の整備は進んでいないが、<u>農業・農村の活性化を図るため、新規就農者の確保、多様な担い手の育成が必要不可欠である。</u></p> <p><u>現状では農業再生協議会の設置、新規就農者への農業次世代人材投資資金等の資金支援、農地中間管理事業等による農地の確保や学校教育機関との連携により就農支援を実施する。</u></p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <p>該当なし</p> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>(1) 担い手の確保に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 沼津市農業再生協議会（<u>沼津市、南駿農業協同組合、沼津市農業委員会、静岡県東部農林事務所等で設置</u>）を設置し、担い手の育成・確保に努めている。今後、沼津市農業再生協議会の活動強化及び活動内容の周知徹底を図ることにより、認定新規就農者等の育成や活動を支援し、将来における地域農業の中心となる担い手の確保に努める。 沼津市農業再生協議会を中心に<u>2つの農業協同組合や県等関係機関と連携</u>を図るなかで、新規就農者の就農相談、担い手が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう経営相談・支援や農地の斡旋など広範囲な就農支援体制の充実・強化を図り、担い手の確保に努める。 特定法人や企業など多様な担い手による農業への新規参入の相談などの支援体制の充実に努める。 新たに<u>農業経営</u>を営もうとする青年等の確保・育成として、その対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広くとらえ、就農に関する情報の発信、就農相談、経営技術習得研修や青年等就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援し、地域における新たな担い手として育成する。 <p>(2) 就農・経営改善等に必要な資金の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等関係機関との連携の下、<u>農業次世代人材投資資金等の資金の支援を行う。</u> 農家の後継者や新規参入希望者に対しては<u>設備資金の相談や研修農用地のあっせん確保などの支援を行う。</u> <p>(3) 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業等の活用により、就農希望者や規模拡大農家等への農地の相談や確保に向けた支援を行う。

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>(4) 将来の担い手確保等の観点から農業教育を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な食と農に対する関心・理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、学校教育機関と連携し、小学校から高校まで農業教育の一環として農作業体験や食農教育を<u>推進する</u>。 ・小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例を踏まえ、小中学校において<u>沼津茶</u>の提供、<u>沼津茶</u>の食育の機会の確保に努め、<u>沼津茶</u>の愛飲を促進する。 ・<u>学校給食へ地元産の米（すくすく米）を導入し、食育とともに地産地消につながる取組として推進する。</u> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>	<p>(4) 将来の担い手確保等の観点から農業教育を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な食と農に対する関心・理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、学校教育機関と連携し、小学校から高校まで農業教育の一環として農作業体験や食農教育を<u>進める</u>。 ・小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年12月27日施行）の制定を踏まえ、小中学校において<u>静岡茶</u>の提供、<u>静岡茶</u>の食育の機会の確保に努めて<u>静岡茶</u>の愛飲を促進する。 <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし</p>

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																																																						
<p>1 農業従業者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>近年、産業構造の変化や都市化の進展に伴う市街地の拡大等により農家数は減少し、販売農家の中でも副業の割合が年々増え続けている。</p> <p>こうした中、不安定な経営状態に陥りがちな小規模農家に対して、市と関係機関が連携し製造業等の企業誘致の推進をはじめ、多様な就業の場の確保に努める。また、半農半X等の多様な働き方により、農村への定住を促し、都市部への人口流出を抑制する。</p> <p>そして、令和16年における農業従事者の就業目標を次のように設定する。</p> <p style="text-align: center;">(将来における農業従事者の就業目標) 単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 (2種兼業)</th> <th colspan="3">目標 (令和16年)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒常的勤務</td> <td style="text-align: center;">276</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td style="text-align: center;">516</td> </tr> <tr> <td>自営兼業</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">123</td> </tr> <tr> <td>出稼ぎ</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>日雇・臨時雇</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">356</td> <td style="text-align: center;">309</td> <td style="text-align: center;">665</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 2010年、2015年、2020年農林業センサスを参考に推計 2 兼業農家の就業状態別の見通しを参考とした最小二乗法による推計値</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策</p> <p>農業従事者の安定的な収入確保を目的として、公共職業安定所による農閑期の就業先の斡旋や、市民相談センターなどを窓口として就業指導を実施するとともに、商工会議所、地元企業等との連携を密にして就業先の確保に努める。</p> <p>(2) 企業進出に際しての地域関係者との連絡調整方法</p> <p>ファルマバレープロジェクトやAOIプロジェクトに即して、立地環境の整備ならびに産業集積に向けた取組を推進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策</p> <p>6次産業化による地域農産物の産地ブランド化と新商品・機能性食品(アグロメディカルフーズ)等の開発や外食・中食産業と農業との連携促進、農産物・農村の魅力の発信により、食と農の結びつきを強化し、地域農産物の利用の拡大とあわせて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。</p> <p>3 農業従事者就業促進施設</p> <p>該当なし</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本市における森林整備などの作業は森林を所有している農業従事者により実施されることも多いため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を図る。</p>	区分 (2種兼業)	目標 (令和16年)			男	女	計	恒常的勤務	276	240	516	自営兼業	66	57	123	出稼ぎ	-	-	-	日雇・臨時雇	14	12	26	合計	356	309	665	<p>1 農業従業者の安定的な就業の促進の目標</p> <p>本市農業を取り巻く環境は、都市化の進展に伴う市街地の拡大等により農家数は減少傾向にある。</p> <p>今後は、不安定な経営状態に陥りがちな小規模農家に対して、市と関係機関が連携して就業の場を確保していく。また発生する荒廃農地はその再生利用を推進するとともに、人・農地プランや農地中間管理事業等により、認定農業者等に農地の集積・集約化を促進し、担い手となる農業従事者の農作業の効率化と収益の増大に努めていく。</p> <p>そして、令和7年における農業従事者の就業目標を次のように設定する。</p> <p style="text-align: center;">(将来における農業従事者の就業目標) 単位：人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">目標 (令和7年)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒常的勤務</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td style="text-align: center;">191</td> </tr> <tr> <td>自営兼業</td> <td style="text-align: center;">333</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">523</td> </tr> <tr> <td>出稼ぎ</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>日雇・臨時雇</td> <td style="text-align: center;">357</td> <td style="text-align: center;">351</td> <td style="text-align: center;">708</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">785</td> <td style="text-align: center;">637</td> <td style="text-align: center;">1,422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 2005年、2010年、2015年農林業センサスを参考に推計 2 農家人口の見通しを参考とした最小二乗法による推計値</p> <p>2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策</p> <p>(1) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策</p> <p>農業従事者の安定的な収入確保を目的として、公共職業安定所による農閑期の就業先の斡旋や、市民相談センターなどを窓口として就業指導を実施するとともに、商工会議所、地元企業等との連携を密にして就業先の確保に努める。</p> <p>(2) 企業進出に際しての地域関係者との連絡調整方法</p> <p>ファルマバレープロジェクトやAOIプロジェクトに即して、立地環境の整備ならびに産業集積に向けた取組を推進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。</p> <p>(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策</p> <p>6次産業化による地域農産物の産地ブランド化と新商品・機能性食品(アグロメディカルフーズ)等の開発や外食・中食産業と農業との連携促進、農産物・農村の魅力の発信により、食と農の結びつきを強化し、地域農産物の利用の拡大とあわせて地域産業の活性化による就業機会の拡大を図る。</p> <p>3 農業従事者就業促進施設</p> <p>該当なし</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本市における森林整備などの作業は森林を所有している農業従事者により実施されることも多いため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を図る。</p>	区分	目標 (令和7年)			男	女	計	恒常的勤務	95	96	191	自営兼業	333	190	523	出稼ぎ	-	-	-	日雇・臨時雇	357	351	708	合計	785	637	1,422
区分 (2種兼業)		目標 (令和16年)																																																					
	男	女	計																																																				
恒常的勤務	276	240	516																																																				
自営兼業	66	57	123																																																				
出稼ぎ	-	-	-																																																				
日雇・臨時雇	14	12	26																																																				
合計	356	309	665																																																				
区分	目標 (令和7年)																																																						
	男	女	計																																																				
恒常的勤務	95	96	191																																																				
自営兼業	333	190	523																																																				
出稼ぎ	-	-	-																																																				
日雇・臨時雇	357	351	708																																																				
合計	785	637	1,422																																																				

第8 生活環境施設の整備計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市は豊かな自然環境の恵みのもと、都市の成長とともに地形、地盤など土地条件に応じて市街地や農地等の整備が進んできた。</p> <p>今後も、地域住民の健康増進と憩いの場としての施設整備を行うとともに、集落内の生活環境整備を行い、安全性を確保する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>本市では、<u>自然災害等から市民の財産・生命を守り、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。</u></p> <p>今後も、<u>市民に対する防災意識の啓発及び避難訓練を実施しながら、迅速な災害応急対策や災害復旧対策等の防災体制を確立する。また、気候変動の影響を踏まえた流域治水プロジェクト等の災害対策として、雨水貯留池の築造、排水機場の整備を進め、常襲浸水地域の被害軽減に取り組む。</u></p> <p>(2) 保健性</p> <p>市民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起を推進する。また、<u>必要に応じ公共下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽への転換と適切な維持管理を徹底する。</u></p> <p><u>ごみ処理対策としては、新たに中間処理施設を整備し、最新の技術を用いて環境負荷を低減するとともに効率的なリサイクルを進め、更に焼却によって生じる熱エネルギーを有効活用するなど、循環型社会の形成及び地球温暖化防止を目指す。</u></p> <p>(3) 利便性</p> <p>農業集落は、<u>沼津駅を中心とした市中心部から離れた市域の北部や南部にあり、市中心部とは国道や県道により結ばれている。しかし、朝夕の通勤時間帯や行楽シーズンには交通渋滞が頻繁に発生し、地域住民の生活に支障をきたしている。</u></p> <p>そのため、鉄道高架関連事業のほか、現在整備が行われている東駿河湾環状道路（沼津岡宮～愛鷹）、国道414号静浦バイパス（Ⅱ期）の整備を進め、<u>都市交通の円滑化や地域の交通環境の向上を図るとともに、集落内に流入する車両の減少により集落環境の安全性を確保する。</u></p> <p>(4) 快適性（地域用水機能の保全と整備推進）</p> <p>農業用水は、かんがい利用されるだけでなく農業集落の防火等に利用されている。また、農地は食料の安定供給はもとより、景観形成や生態系保全等の役割を果たしている。</p> <p>そのため、農業用水路や農道などの整備の際には、生態系や生活環境への配慮に留意し、農地が持つ多面的な機能により、農業集落においてやすらぎやゆとりなどが感じられる快適な生活環境を創出する。<u>また、令和4年に世界かんがい施設遺産に登録された香貫水については、今後も市・地域農家で組織された香貫水委員会・地元住民が連携し、維持管理を図る。</u></p> <p>(5) 文化性</p> <p>生活水準の向上、労働時間の短縮による余暇時間の増大等を背景として、市民が日常生活の質的向上あるいは暮らしの中の潤いを求めて、<u>芸術・文化・スポーツに対する関心が高まっている。</u></p> <p>そのため、<u>身近な地域における活動の場となる地区センターの整備を進めるとともに、スポーツと健康づくりの拠点であり、市民文化センターとの有機的な連携によって多様な交流の場ともなる総合体育館（香陵アリーナ）を有効活用する。</u></p>	<p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本市は豊かな自然環境の恵みのもと、都市の成長とともに地形、地盤など土地条件に応じて市街地や農地等の整備が進んできた。</p> <p>今後も、地域住民の健康増進と憩いの場としての施設整備を行うとともに、集落内の生活環境整備を行い、安全性を確保する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>本市はこれまで、<u>地震・火災などの災害から市民の財産・生命を守り、快適で安心して暮らせるよう、防災体制の整備・充実に努めてきた。</u></p> <p>今後も、迅速な災害応急対策や災害復旧<u>防災対策活動等の防災体制を確立し、住民に対する意識啓発及び避難訓練の実施等防災対策を図っていく。さらに、静浦・内浦・西浦地区では津波対策として防災施設の整備を進めていく。</u></p> <p>(2) 保健性</p> <p>本市の水道水は、<u>富士山の恵みである柿田川の湧水などを水源とし、その豊かな自然から育まれたおいしい水は、本市に住む魅力のひとつとなっている。</u></p> <p><u>そのため、住民が安心して利用できる上水道の安定的供給を推進するとともに、水資源の保護や節水への意識と行動の喚起を推進する。</u></p> <p>また、公共下水道の<u>普及促進に努め</u>、合併処理浄化槽への転換と適切な維持管理を徹底する。</p> <p>(3) 利便性</p> <p>農業集落は沼津駅を中心とした市中心部から離れた市域の北部や南部にあり、市中心部とは国道や県道により結ばれている。しかしながら、<u>朝・夕の通勤時間帯や行楽シーズンには交通渋滞が頻繁に発生し、地域住民の生活に不便をきたしている。</u></p> <p>そのため、鉄道高架関連事業のほか、現在整備が行われている東駿河湾環状線西区間、金岡浮島線、国道414号静浦バイパスの整備を進め地域の交通環境の向上を図るとともに、集落内に流入する車両の減少により集落環境の<u>快適性を確保していく。</u></p> <p>(4) 快適性（地域用水機能の保全と整備推進）</p> <p>農業用水は、かんがい利用されるだけでなく農業集落の防火等に利用されている。また、農地は食料の安定供給はもとより、景観形成や生態系保全等の役割を果たしている。</p> <p>そのため、農業用水路や農道などの整備の際には、生態系や生活環境への配慮に留意し、農地が持つ多面的な機能により、農業集落においてやすらぎやゆとりなどが感じられる快適な生活環境をつくっていく。</p> <p>(5) 文化性</p> <p>生活水準の向上、労働時間の短縮による余暇時間の増大等を背景として、市民が日常生活の質的向上あるいは暮らしの中の潤いを求めて芸術・文化に対する関心が高まりつつある。</p> <p><u>このような中、本市を含む伊豆半島について、活火山が連なった地形が集まる世界でも唯一の地域として、平成30年4月に世界ジオパークに認定された。</u></p> <p>今後は、<u>世界に認められた価値ある地質遺産を保護しながら、観光や教育に生かし、地域振興につなげていく。</u></p>

変 更 案

変 更 前 (現 在)

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備 考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

変 更 案	変 更 前 (現 在)
<p>別 添</p> <p>1 土地利用計画図 (付図1号)</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)</p> <p>3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)</p> <p>4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号) 該当なし</p> <p>5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) 該当なし</p> <p>6 生活環境施設整備計画図 (付図6号) 該当なし</p>	<p>別 添</p> <p>1 土地利用計画図 (付図1号)</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)</p> <p>3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)</p> <p>4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号) 該当なし</p> <p>5 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号) 該当なし</p> <p>6 生活環境施設整備計画図 (付図6号) 該当なし</p>

別記 農用地利用計画

変 更 案	変 更 前 (現 在)																												
<p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地区域一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 別冊農用地区域一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>(2) 用途区分 下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区番号</th> <th style="text-align: center;">用 途 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区 (愛鷹・浮島地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>B地区 (金岡・大岡地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>C地区 (原・片浜地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>D地区 (大平地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>E地区 (静浦・内浦・西浦地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>F地区 (戸田地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	用 途 区 分	A地区 (愛鷹・浮島地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	B地区 (金岡・大岡地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	C地区 (原・片浜地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	D地区 (大平地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	E地区 (静浦・内浦・西浦地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	F地区 (戸田地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	<p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地区域一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 別冊農用地区域一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>(2) 用途区分 下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区番号</th> <th style="text-align: center;">用 途 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区 (愛鷹・浮島地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>B地区 (金岡・大岡地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>C地区 (原・片浜地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>D地区 (大平地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>E地区 (静浦・内浦・西浦地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> <tr> <td>F地区 (戸田地区)</td> <td>農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	用 途 区 分	A地区 (愛鷹・浮島地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	B地区 (金岡・大岡地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	C地区 (原・片浜地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	D地区 (大平地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	E地区 (静浦・内浦・西浦地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地	F地区 (戸田地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地
地区番号	用 途 区 分																												
A地区 (愛鷹・浮島地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
B地区 (金岡・大岡地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
C地区 (原・片浜地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
D地区 (大平地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
E地区 (静浦・内浦・西浦地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
F地区 (戸田地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
地区番号	用 途 区 分																												
A地区 (愛鷹・浮島地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
B地区 (金岡・大岡地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
C地区 (原・片浜地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
D地区 (大平地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
E地区 (静浦・内浦・西浦地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												
F地区 (戸田地区)	農地 : 別冊農用地区域一覧表のうち下記農業用施設用地とした地番以外の土地 農業用施設用地 : 別冊農用地区域一覧表の用途欄を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地																												